

○南島原市水道水源保護条例
平成18年3月31日条例第180号

南島原市水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条及び第22条に基づき、水道の水質の保全と、水源及び水道施設並びにこれら周辺の清潔保持と安全を図り、もって公衆衛生上市民の生命と健康とを防護することを目的とする。

(水源保護地域)

第2条 水源保護地域（以下「地域」という。）は、南島原市加津佐町水道水源取水施設及び浄水場を中心として、それを次のように区別する。

A地域 水道水源取水施設及び浄水場の柵（柵の設置してないものは、その施設の端）を起点として周囲100メートルまでの区域

B地域 A地域より更に100メートルに及ぶ区域

(制限行為)

第3条 地域内においては、次の行為を禁止する。

(1) A地域

ア 工事排水又は工場排水、し尿、下水、家畜汚物等を放流する施設を新設し、又は水質を汚濁するような物質を廃棄する行為

イ 地域内で新たに揚水施設を設置し、又は土砂を採掘し、その地形を変える行為

ウ し尿溜、汚物溜、堆肥又はごみ置場及び大規模養畜の施設の設置並びに粉塵、煤煙を飛散して水質を汚濁し、環境を悪化する行為

エ 水道構造物を損壊するおそれのある行為

オ 地域内に各種建造物を建設する行為

(2) B地域

前号オを除いたすべての行為

(届出義務)

第4条 地域内において、何らかの行為をする者は、前条の行為以外の行為といえども、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(違反に対する処置)

第5条 第3条の制限行為を守らず、同条に違反すると認められる行為のあるときは、当該違反に係るすべての施設又は汚物等を撤去させるものとする。この場合において、市長は、自ら当該違反に係る施設又は汚物等の撤去を行い、又は第三者をしてこれをさせ、その費用を当該違反をした者から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定により違反に係る施設又は汚物等を撤去し、費用を徴収するときは、あらかじめ文書で当該違反した者に戒告するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した者

(2) 第5条の戒告に応じない者又は施設等の立入りを拒否し、若しくは妨害した者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の加津佐町水道水源地域保護条例（昭和47年加津佐町条例第20号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。